

令和2年5月臨時会

令和2年5月8日

市長説明要旨

本日、令和 2 年 5 月臨時会を招集しましたところ、ご出席を賜りありがとうございます。

本臨時会でご審議いただきます議案件は、条例及び補正予算など 4 件であります。提案理由の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

先月 16 日、政府対策本部は新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、既に緊急事態宣言が発令されていた 7 都府県に加え、新たに本県を含む 40 道府県の全域を対象に、5 月 6 日までを期限として緊急事態宣言を発令いたしました。

これを受けて、本市では新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、市中での感染リスクへの対応の必要性や、不要不急の外出を控え、人と人の接触を減らすことの重要性から、今月 6 日まで市主催イベントや行事等の中止、公共施設の休館措置等の対応を取るとともに、市民の皆様には、県外や不特定多数の人と出会う場所への外出の自粛、「密閉」「密集」「密接」の重なる場所を避けること、手洗い・うがい等の感染症予防対策の徹底と十分な健康管理に努めることなどの周知徹底を図るため、防災行政無線、市ホームページ、チラシの配布等による啓発を行ってまいりました。

また、市役所庁舎、支所、出張所等においては、感染症の拡大防止、業務継続に向けた対応として、飛沫防止パーテーションを設置するなど、感染症対策を実施しているところであります。

一方、今月 4 日、政府対策本部は、いまだ全国的に相当数の新規報告数が確認されており、今後の急激な感染拡大を抑止できる程度まで新規感染者を減少させるための取組を継続する必要がある

ることなどから、5月31日まで緊急事態宣言の延長を決定いたしました。

ただし、本県などの特定警戒都道府県以外の地域では、管内における感染の状況を踏まえつつ、感染拡大防止と社会経済活動維持の両立に配慮した取組に段階的に移行する方針が示されました。

市としましては、県の緊急事態措置等を踏まえ、「三つの密」を避けるなどの基本的な感染症対策を講じた上で、昨日から公共施設等の利用を順次再開することとしたほか、政府専門家会議が示す「新しい生活様式」の実践を推進するとともに、国や県の対策状況など、最新の情報収集に努め、必要な措置を講じてまいります。

今後も、市民の皆様と一体となって新型コロナウイルスの難局を乗り越えるため、ご理解、ご協力をいただきながら、感染症対策に万全を期してまいります。

次に特別定額給付金についてであります。

先月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金が給付されることとなりました。

給付金の受給対象者は、本年4月27日において、住民基本台帳に記録されている方とし、一人につき10万円を支給するもので、受給対象者が属する世帯の世帯主口座にまとめて振り込まれます。

必要経費については、補正予算に計上させていただいておりますが、迅速な給付のため、既存の予算により一部対応させていただいており、本市においては、今月11日から申請受付を開始できるよう、本日申請書を発送する予定としております。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてであります。

この交付金は、先月 20 日の閣議決定を受け、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するため、総額 1 兆円の経済対策を行うものであります。

交付金の対象は、雇用の維持と事業の継続、次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復など、緊急経済対策に掲げられた 4 つの柱に該当する国庫補助事業及び地方単独事業としており、本市への交付限度額は 1 億 5,244 万 9 千円となっております。

現在、実施計画の策定に向け、取りまとめ作業を行っており、今月 29 日までに国へ提出し、夏ごろの交付金交付となる予定であります。本市における事業実施については、緊急性を鑑み、必要なものから先行して着手いたします。

次に、男鹿市緊急宿泊支援事業補助金についてであります。

本事業における宿泊助成については、先月 18 日から今月 6 日まで宿泊予約除外日としておりましたが、昨日の宿泊分から受付を再開しております。

次に、新型コロナウイルス感染拡大によるスポーツイベント等への影響についてであります。

オリンピック聖火リレー、パラリンピック採火フェスティバルについては、オリンピック、パラリンピックが 1 年延期されたことに伴い、来年度に実施することとなりました。

男鹿駅伝競走大会、日本海メロンマラソン大会については、競技等での感染リスクだけでなく、移動や宿泊などに伴う感染拡大の危険を鑑みて、実行委員会で協議の上、中止することとしまし

た。

また、チャレンジデー及び東北高等学校ラグビーフットボール大会については、それぞれの主催者において中止とする決定をしました。

いずれのスポーツイベントも本市スポーツの振興、賑わいの創出及び経済効果を期待していたことから、非常に残念に思っております。

次に、主な公共施設の状況についてであります。

体育施設等については、先月 18 日から今月 10 日まで閉鎖することとしており、11 日から再開いたします。ただし、総合体育館等のトレーニングルームは、引き続き当面の間、閉鎖いたします。

観光施設等については、先月 21 日から今月 6 日まで閉鎖しておりましたが、昨日から再開しております。当面の間、一部施設においては、時間を短縮して営業いたします。

小・中学校については、先月 21 日から今月 6 日まで臨時休業とし、施設開放も中止しておりましたが、昨日から再開しております。

各地区公民館等については、先月 18 日から今月 10 日まで利用を中止し、休館としておりますが、11 日から再開いたします。ただし、市民ふれあいプラザの練習室は、当面の間、閉鎖いたします。

市立図書館については、先月 21 日までは、電話、ファクシミリ及びインターネットでの申込みによる貸出しのみを行ってございましたが、秋田県緊急事態措置を受けまして、今月 10 日まで休館としており、11 日から再開いたします。

以上で諸般の報告を終わり、次に提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第 40 号「男鹿市手数料条例の一部を改正する条例について」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号の通知カードの再交付に係る手数料を廃止するものであります。

次に、議案第 41 号「男鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」は、道路占用料徴収に係る令和 2 年度以降の経過措置に関し、条文を整理するものであります。

次に、議案第 42 号「財産の取得について」は、男鹿駅周辺整備事業のため、用地を取得するものであります。

次に、議案第 43 号「令和 2 年度男鹿市一般会計補正予算第 2 号について」は、特別定額給付金給付事業費、新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金支給事業費、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費、感染症予防費などを措置したもので、歳入歳出それぞれ 27 億 6,230 万円を追加するものであります。

以上、提案理由についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

